第二十九条第二項中「電気通信事業者等が第二十六条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「当該電気通信事業者等」を「、当該各号に定める者」に改め、「、又は電気通信事業者が第二十七条の規定に違反したときは当該電気通信事業者に対し」を削り、同項に次の各号を加える。

一　電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき　当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者

二　電気通信事業者が第二十六条の二第一項、第二十七条又は第二十七条の三の規定に違反したとき　当該電気通信事業者

第三十条の前の見出しを「（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等）」に改め、同条第一項中「第三十四条第二項に規定する」を削り、「すべて」を「全て」に、「から第五項まで」を「、第五項及び第六項」に改め、同条第五項中「第三十三条第二項に規定する」及び「、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、「第三十三条第二項に規定する」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二　当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人（第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第一項において同じ。）である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。

第三十一条第一項中「第三十三条第二項に規定する」を削り、「役員は、」の下に「当該電気通信事業者の特定関係法人（」を加え、「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、「に該当する電気通信事業者」を「である電気通信事業者に限る。）」に改め、同条第二項中「第三十三条第二項に規定する」を削り、同項第二号中「媒介、取次ぎ又は代理」を「媒介等」に改め、同条第三項中「第三十三条第二項に規定する」を削り、「前条第三項各号」を「前条第四項各号」に改め、同条第四項中「第三十三条第二項に規定する」を削り、「前条第三項各号」を「前条第四項各号」に、「同条第三項各号」を「同条第四項各号」に改め、同条第五項、第六項各号及び第七項中「第三十三条第二項に規定する」を削る。

第三十三条第一項中「（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項第二号中「適正な原価」の下に「に適正な利潤を加えた金額」を加え、「原価に」を「金額に」に改め、同条第五項、第六項及び第十四項中「原価」を「金額」に改める。

第三十四条第一項中「（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。

イ　他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ　総務省令で定める機能ごとの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額

ハ　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ　電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

第三十四条第三項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「加えたもの」の下に「を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき。

第三十四条第三項中第五号を削り、第六号を第四号とし、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供）

第三十八条の二　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

第三十九条中「前条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第三十九条の次に次の二条を加える。

（第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する情報の公表）

第三十九条の二　総務大臣は、その保有する第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一　第三十三条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による認可に関して作成し、又は取得した情報

二　第三十四条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報

三　第三十八条の二の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報

四　その他総務省令で定める情報

（特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者の提供義務等）

第三十九条の三　特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における特定ドメイン名電気通信役務の提供を拒んではならない。

2　総務大臣は、特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

3　特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。